

# 8 休憩所及び管理事務所

## 基本的考え方

公園の利用は屋外が多く、大規模な公園では移動距離が長くなることもあるため、休憩所を設ける場合は高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮する必要がある。

また、公園の管理事務所は、公園利用者の案内や利用手続きを行う施設であることから、車いす利用者でも円滑に利用できるよう、出入口の幅、カウンターの高さ等について配慮する必要がある。

なお、休憩所については、四阿などがあるが、形態、構造等に関わらず、公園内において休養が可能な施設については、休憩所として取り扱うものとする。

例えば、藤棚（パーゴラ）は公園施設の種類としては修景施設に位置づけられているが、藤棚内にベンチ、野外卓等を設置し、日陰スペースの確保を目的として設置する場合は、屋根の有無に関わらず、休憩所として整備基準に適合させる必要がある。

整備基準	休憩所及び管理事務所	解説図
<p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ロ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>    a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>    b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表2の4の項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。</p>	<p>図 8-1 休憩所</p> <p>図 8-2 管理事務所・ カウンター</p>	

## 整備基準の解説

- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、必要に応じて公園内に休憩所を配置することが望ましい。
- ・休憩所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるベンチ等を設置することが望ましい。

図 8-1 休憩所

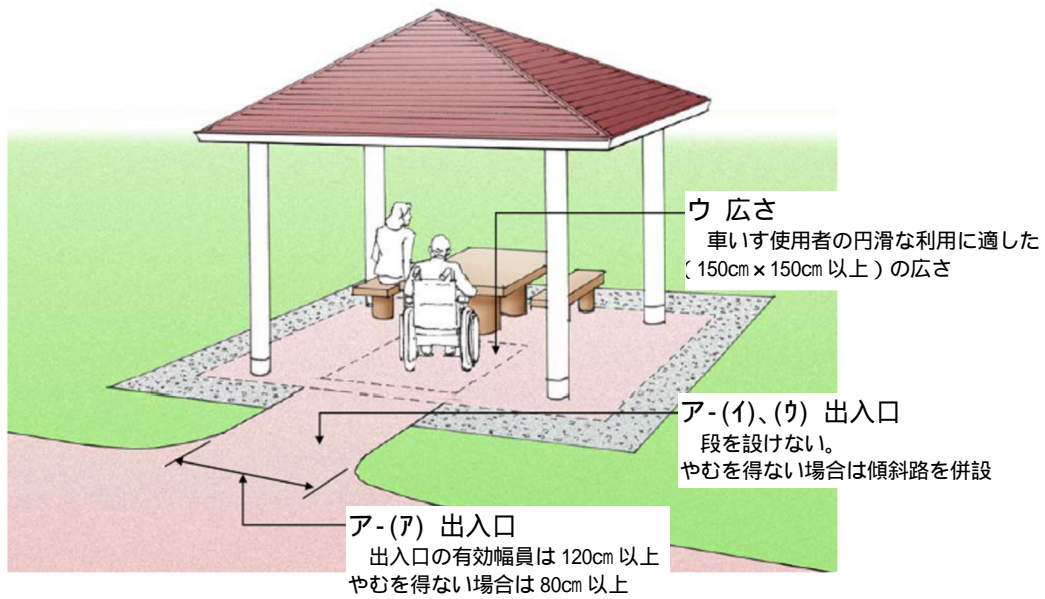
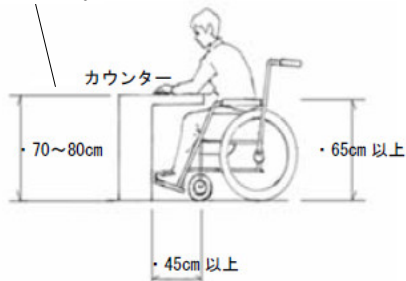


図 8-2 管理事務所・カウンター

## イ カウンターを設ける場合

1 以上は車いす使用者の利用に配慮した構造のものとする。

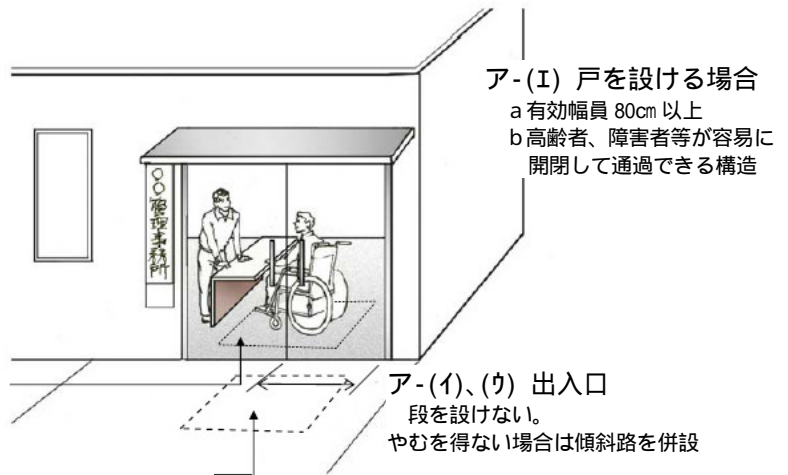


## ウ

カウンターに接近できる (150cm × 150cm 以上) の広さの水平面確保

## ウ

出入口前に (150cm × 150cm 以上) の広さの水平面確保



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

## 管理、人的対応の留意事項

- ・案内を行う場合は、高齢者、障害者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望ましい。
- ・高齢者、障害者等の利用に配慮したパンフレット類の配布、車いすの貸出しを行うことが望ましい。